

議案第54号

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年9月1日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年加西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項第 1 号中「90 円」を「130 円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

(審議資料)

加西市クリーンセンターにおける廃棄物の処理手数料について、事業者が事業活動に伴って生じた廃棄物と市民の日常生活に伴って生じた廃棄物の処理手数料を統一することにより、クリーンセンターへの安易な持ち込みを減らす一方、費用も安価な指定ごみ袋でのターミナル利用の促進と受益者負担の公平性の確保を図り、ごみの分別とリサイクル化を図るもの。

【概要】

クリーンセンターに搬入し処分する市民の日常生活に伴って生じた廃棄物の手数料  
(10キログラムあたり)

- ・改正前 90円
- ・改正後 130円

政策等の形成過程説明資料

平成23年 9月定例会

議案等の件名	議案第54号	政策等の区分	計画・事業・ <b>条例</b>
	加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例		その他( )

①【政策等を必要とする理由】

加西市クリーンセンターにおける廃棄物の処理手数料について、加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第2項において、事業者が事業活動に伴って生じた廃棄物並びに市民の日常生活に伴って生じた廃棄物の処理手数料を130円/10kgに統一(一本化)することにより、クリーンセンターへの安易な持込みを減らす一方、費用も安価な指定ごみ袋でのターミナル利用の促進を図り、更なるごみの分別とリサイクル化を図りたい。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・小野・加東清掃事務組合(小野市・加東市の一部) 家庭系90円/10kg 事業系130円/10kg
- ・三木市 家庭系70円/10kg 事業系100円/10kg
- ・北播磨清掃事務組合(西脇市・多可町・加東市の一部) 家庭系80円/10kg 事業系80円/10kg

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策8	循環型社会をめざす生活環境づくり
基本計画	施策26	ゴミ減量とリサイクルの推進

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
策定年度	平成18年度
計画期間	平成19年度～平成28年度

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・加西市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

**有** ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

・平成22年度公共料金審議会において、廃棄物の処理手数料の改定(90円/10kg⇒130円/10kg)の答申を受けた。

⑨【政策の効果予測】

・ごみ処理手数料の一本化により、クリーンセンターにおいて事業系・家庭系ごみを区分することなく、また、受益者負担の観点から公平性を確保でき、ごみの減量化と資源ごみの分別の促進が図れる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
生活環境部	資源リサイクル課	有・ <b>無</b>